

議案第20号

財産の譲与について

下記のとおり財産を譲与することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成31年2月25日提出

平成31年2月25日可決

藤岡市長 新井雅博

記

1 譲与する財産

(1) 建物

名称	所在地	構造	床面積
妹ヶ谷山村活性化センター	三波川3528番地4	木造瓦葺平屋建	99.37㎡

(2) その他

(1) に付随する工作物及び物品一式

2 譲与の時期 平成31年4月1日

3 譲与の相手方 住所 藤岡市三波川3475番地

氏名 三波川5区自治会

会長 新井静夫